

第2回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

平成25年9月19日(木)

○「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)においては、電気の小売業への参入自由化(以下「小売全面自由化」という。)の制度設計について、以下のような基本方針が示されており、これに基づき検討を進めることとなる。

【検討の前提】(「電力システム改革専門委員会報告書」「電力システムに関する改革方針」より)

- ◆3年後(平成28年)を目途に小売全面自由化を実施。
- ◆小売全面自由化実施後も、旧・一般電気事業者の小売部門に対しては料金規制(経過措置)を課す。
- ◆5年後～7年後(平成30～32年)を目途に料金規制(経過措置)を撤廃する。ただし、小売事業者間の競争環境が整備されていない場合には、料金規制(経過措置)を撤廃する時期を見直す。
- ◆経過措置期間終了後は、各エリアの送配電事業者に対して、低圧需要に応ずるための最終保障サービス提供義務を課す。
 - ※経過措置期間中、旧・一般電気事業者は、自由料金での電気の供給を受けない低圧需要に対して、一定の料金規制や供給義務が課された形で電気を供給することとなるため、この期間においては、送配電事業者に対し、低圧需要に応ずるための最終保障サービス提供義務を課す必要はない。
 - ※最終保障サービスはセーフティーネットであり、需要家が最終保障サービスに常時依存することなどはこの制度において想定していない。
- ◆小売全面自由化実施後は(経過措置期間中であっても)、各エリアの送配電事業者に対しては、特高・高圧需要に応ずるための最終保障サービス提供義務を課す。
- ◆離島の電気料金の平準化措置(ユニバーサルサービス)については、各エリアの送配電事業者が提供することとし、これにかかる費用(離島への供給による赤字)についてはエリアごとに託送料金で回収。
- ◆需要家への料金等供給条件の説明義務を小売事業者に課すといった、需要家保護策を検討。

「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

Ⅱ. 主な改革内容

2. 小売及び発電の全面自由化

(小売全面自由化)

家庭部門を含めた全ての需要家が電力供給者を選択できるようにするため、小売の全面自由化を行う。その際、需要家が適切に電力会社や料金メニュー、電源別メニューなどを選択できるよう、国や事業者等が適切な情報提供や広報を積極的に行い、また、スマートメーターの導入等の環境整備を図ることで、自由な競争を促す。

(適正な料金の確保)

ただし、一般電気事業者の料金規制は、電気の小売業への参入の全面自由化後も、実際に競争が進展していることを確認するまでの間、経過措置として継続する。また、料金規制の撤廃後(電気の小売料金の全面自由化後)も、需要家保護のため、最終的な供給保障を送配電事業者が行うことや、離島において離島以外の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する等の措置を講じる。

○小売全面自由化の実施については、電力業界からもこれを支持するとともに、積極的に協力していく旨が表明されている。

衆議院経済産業委員会(平成25年6月4日)

○八木参考人(電気事業連合会会長)

私どもといたしましても、お客様選択枝の拡大等の観点から、小売全面自由化は望ましいものと考えております。今後、電力供給の最終保障をどうするかなどの公益的課題の検討にも積極的に協力してまいりたいと考えております。

一方、経営としての創意工夫を促すという観点からは、一部の事業者に対してのみ非対称な小売料金規制がいつまでも残ることは望ましくないと考えております。したがって、その撤廃時期については、諸情勢を総合勘案した上で前倒しも含めた見直しがなされるよう、お願いしたいと思っております。

私どもといたしましては、そうした新たな競争環境のもとで創意工夫を重ね、お客様に選択していただけるよう、今まで以上に積極的に取り組んでまいる所存であります。

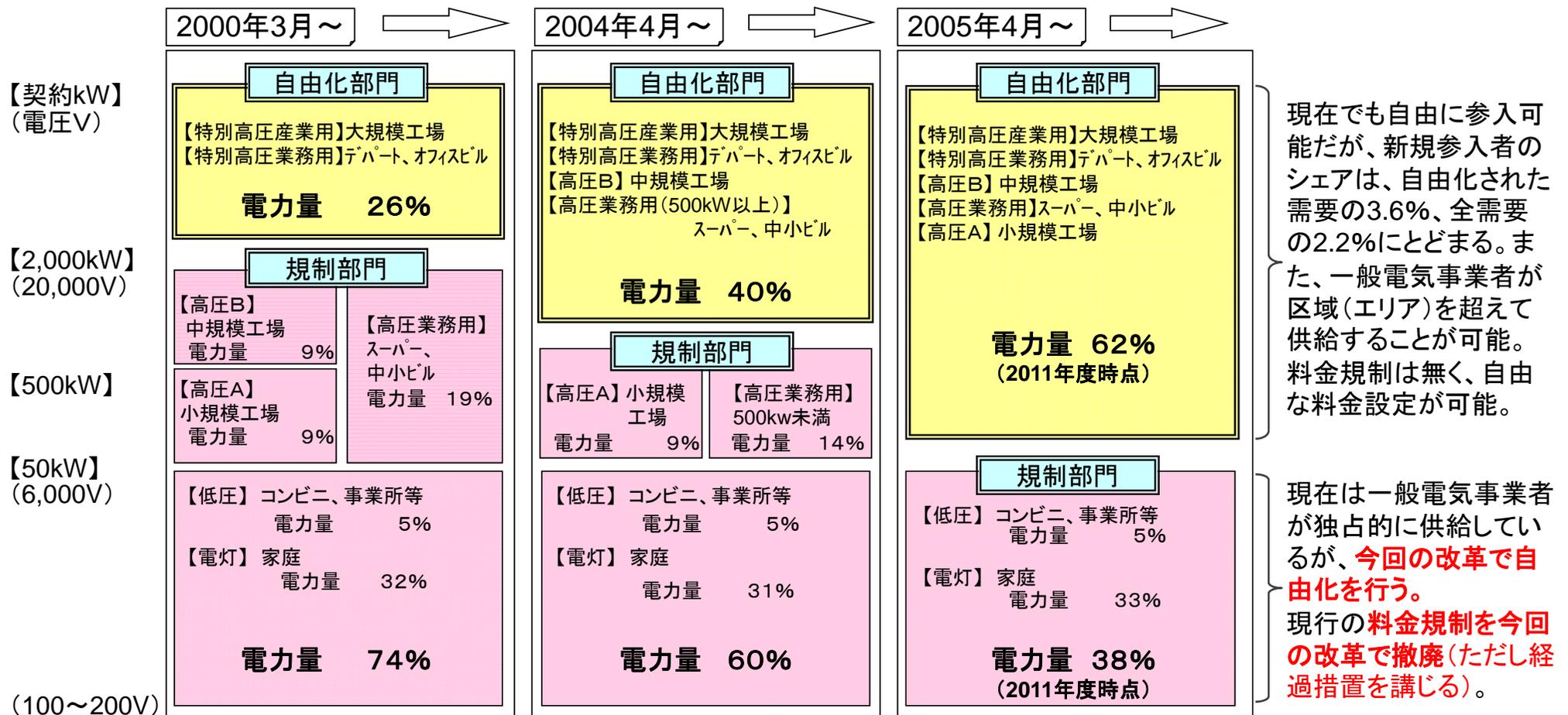
(中略)

小売全面自由化につきまして、私ども電力事業者としては、これはやはりお客様の選択枝の拡大ができる。例えば、今般、私ども関西電力でも電気料金のお願いをさせていただきましたけれども、規制料金のお客様からはやはり、電気の料金を選べないという、いろいろな声も頂戴いたしました。そういう意味では、お客様の選択枝が拡大するということ。

それから、私どもといたしましても、いろいろなお客様への料金メニューを自由に設定できる、こういうことで、多様化ができるということがございます。

したがって、私ども電気事業者というのは、基本的にはやはりお客様や社会のお役に立つという使命を持っておりまので、そういう意味では、この全面自由化というのはその目的にかなうものでございます。そういうことで、基本的には賛成と思っております。

- 我が国では、2000年以降、小売分野の自由化を段階的に実施。
- 家庭等への小売供給の参入を自由化し、一般家庭の電力選択を実現。
- 料金規制は段階的に撤廃。撤廃後も最終保障サービスや離島対策を措置。供給力確保のための新たな枠組みを設ける。



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2万kW、6万V以上から、2004年4月に特別高圧需要家(原則2千kW以上)に拡大。

1. 小売全面自由化に伴う事業類型の見直し(いわゆるライセンス制の導入)

- ◆小売全面自由化に伴う、現行の電気事業法の事業類型の抜本的な見直しの方向性について。
- ◆「発電事業者」「送配電事業者」「小売電気事業者」それぞれの事業の特性に応じた規制・義務の在り方について。

2. 経過措置の解除要件

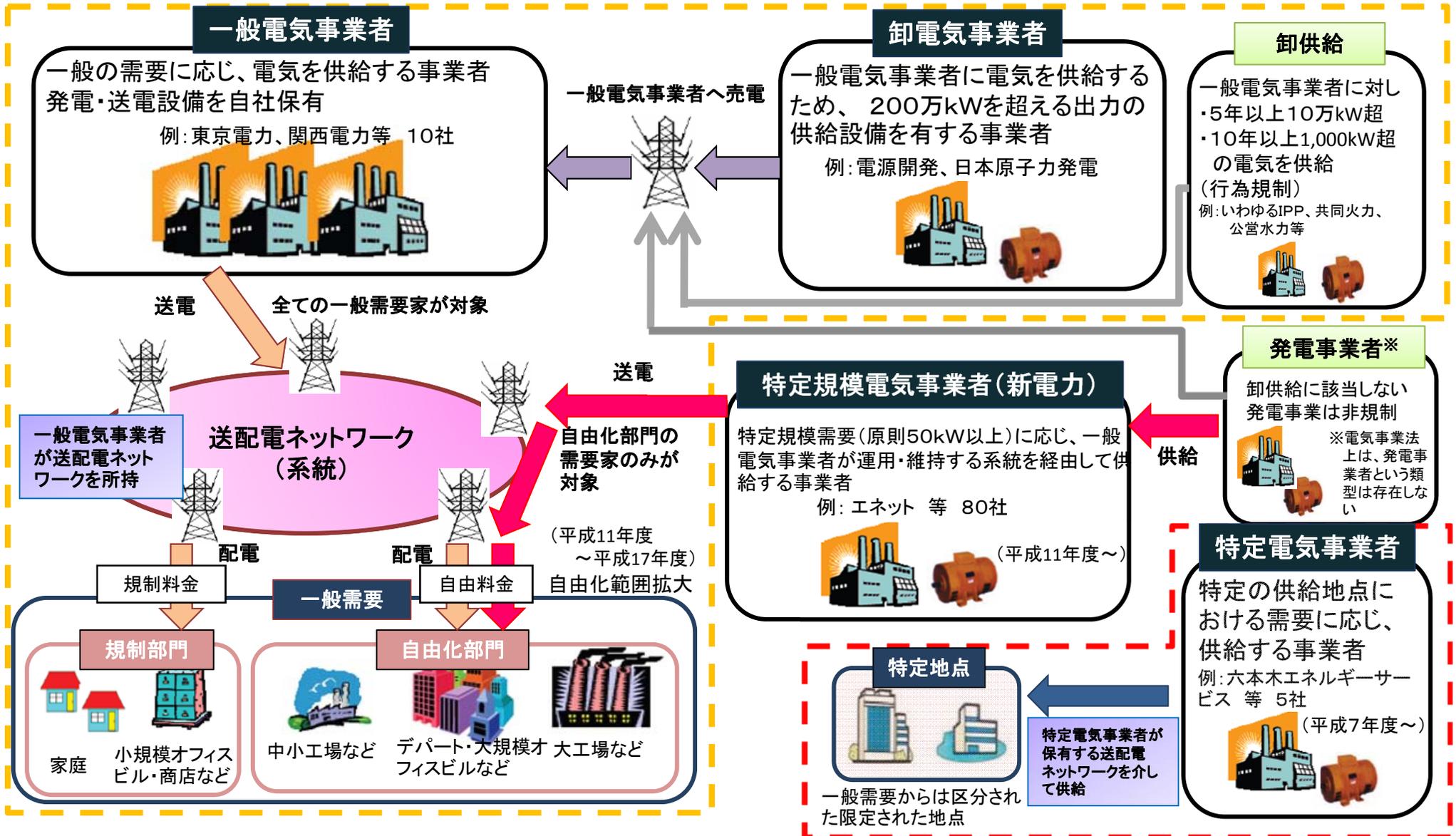
- ◆低圧部門の需要家保護・激変緩和の観点から、小売全面自由化後当面の間、現一般電気事業者の小売部門に対して、低圧部門の需要家に対する規制料金での供給を義務づけることとしているが、この経過措置を解除する際の要件(判断材料・メルクマール)について。

※託送制度、第2段階における低圧配電部門の中立性確保等その他の論点については、次回以降のワーキンググループにおいてご議論いただく予定。

1. 小売全面自由化に伴う事業類型の見直し
(いわゆる「ライセンス制」について)

我が国における現行の電気事業の類型

○電気事業法上に定義された「電気事業者」は、一般電気事業者の他、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者(新電力)の4類型。



- 特定電気事業者は、平成7年法改正により創設された類型であり、主に再開発地域等の特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する電気事業者。許可を受けた供給地点においては、自ら送配電ネットワークを保有し、供給義務を負い、退出規制の対象となるなど、一般電気事業者と同様の規制に服している。
- 特定規模電気事業者は、平成11年法改正により創設された類型であり、特定規模需要(特別高圧または高圧で受電し契約電力が原則50kW以上)に応じ、一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業者。原則として、参入規制、料金規制、供給義務はない。
- 特定供給は、法上の「電気事業」には当たらないが、電気の利用者と供給者の間で密接な関係が存在することから、(電気事業の枠外である)自家発自家消費に類似した性格を有すると認められる場合について、許可を得て電気の供給を行うことができるよう規定したものであり、電気事業法制定当初から存在する供給形態。

	供給の類型	供給対象	事業規制	料金規制	供給義務	供給命令(非常時等)	事業の休止・廃止
電気事業	一般電気事業	契約電力が原則50kW未満の需要(いわゆる規制部門)	許可	認可 ・料金値下げの場合は届出で可 ・総括原価方式 ・変更命令あり ・約款の公表義務あり	あり	対象	許可
		特別高圧または高圧で受電し契約電力が原則50kW以上の需要(いわゆる自由化部門)		なし ・別途、最終保障約款の届出・公表義務あり。	あり (最終保障サービス)		
	特定電気事業	特定の供給地点における需要(需要規模に制限なし)	許可	届出 ・料金に原価性は求められないが、需要家の利益を阻害するおそれがある場合等は変更命令	あり	対象	許可
	特定規模電気事業(新電力)	特別高圧または高圧で受電し契約電力が原則50kW以上の需要	届出	なし	なし	対象	廃止時は届出
非電気事業	特定供給	密接関係性を有する特定の供給相手の需要(需要規模に制限なし)	許可	なし ・ただし、特定供給の許可申請時に契約書等の写しを届出	なし	対象外	廃止時は届出

(注)別途、保安の観点からの規制等は存在する。

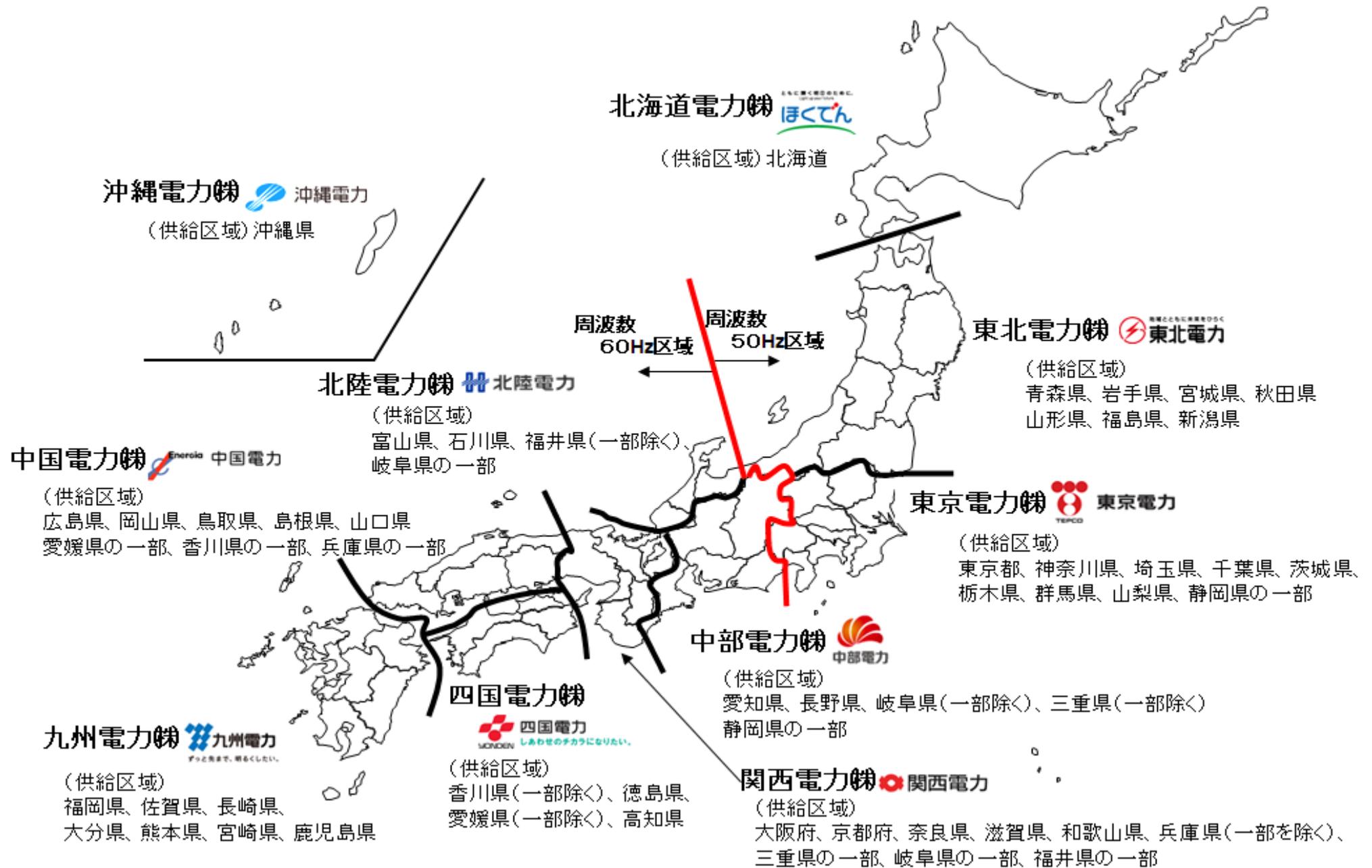
- 卸電気事業者は、一般電気事業者に対し電気の卸売りを行う者のうち200万kW超の発電設備を有する者として電気事業法上の「電気事業」の許可を得た事業者であり、電気の安定供給を確保する担い手として相応の規制が課されている。
- 一方、卸供給事業者は、一般電気事業者に対し一定規模・一定期間以上にわたって電気の卸売りを行う事業者。電気事業法上の「電気事業」には当たらず、従って事業許可等の参入規制はないが、卸供給条件の届出が必要（行為規制）。
- その他、電気事業法上の事業規制はないが、特定規模電気事業者（新電力）等に電気を卸売りする発電事業者^(注1)や、主として自らの工場で用いる電気を発電する自家発自家消費が存在。

類型	供給の相手方	事業規制	料金規制	その他の電事法上の主な規制 ^(注2)	電事法上の公益特権	主な事業者等
卸電気事業	一般電気事業者	許可 (対象:200万kW超の発電設備を有する事業者)	卸供給条件の届出 (対象:一般電気事業者に対する10年以上1000kW超もしくは5年以上10万kW超の電気の供給)	事業の休止・廃止許可、供給義務、非常時の供給命令等	他人の土地等の一時使用、立入り、通行、植物の伐採又は移植、公共用の土地使用	電源開発、日本原子力発電(2社のみ)
卸供給 (IPP、共同火力等)		不要	卸供給条件の届出 (対象:一般電気事業者に対する10年以上1000kW超もしくは5年以上10万kW超の電気の供給)	なし (注2)	植物の伐採又は移植(災害時のみ)	神鋼神戸発電、新日鐵住金、JFEスチール、JX日鉱日石等
(卸供給の要件に満たないもの) 発電事業 ^(注1) (非規制)		不要	なし	なし (注2)	植物の伐採又は移植(災害時のみ)	工場・事業所・家庭等
発電事業 ^(注1) (非規制)	一般電気事業者以外の電気事業者	不要	なし	なし (注2)	植物の伐採又は移植(災害時のみ)	工場・事業所・家庭等
自家発 自家消費	自家消費	不要	なし	なし	植物の伐採又は移植(災害時のみ)	工場・事業所・家庭等

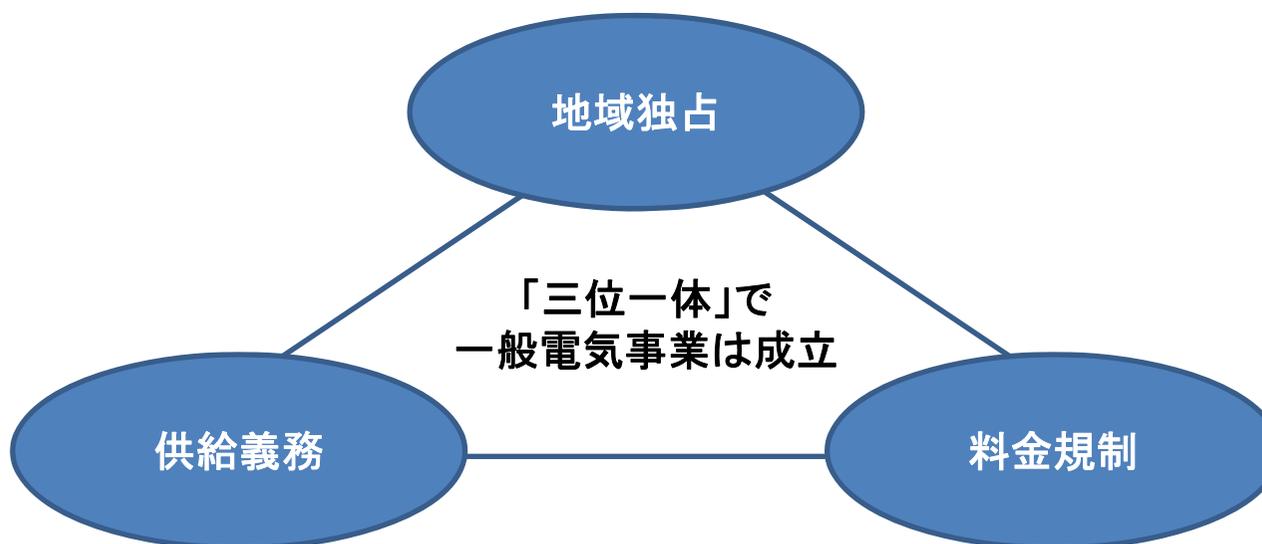
(注1) 電気事業法上は、発電事業という類型は存在しないが、ここでは卸供給に該当しない電気の卸売りを「発電事業」と称する。

(注2) 第183回通常国会に提出した「電気事業法の一部を改正する法律案」においては、卸供給事業者や特定自家用電気工作物設置者を経済産業大臣の供給命令や供給勧告の対象とする予定だった。

(注3) 別途、保安の観点からの規制等は存在する。

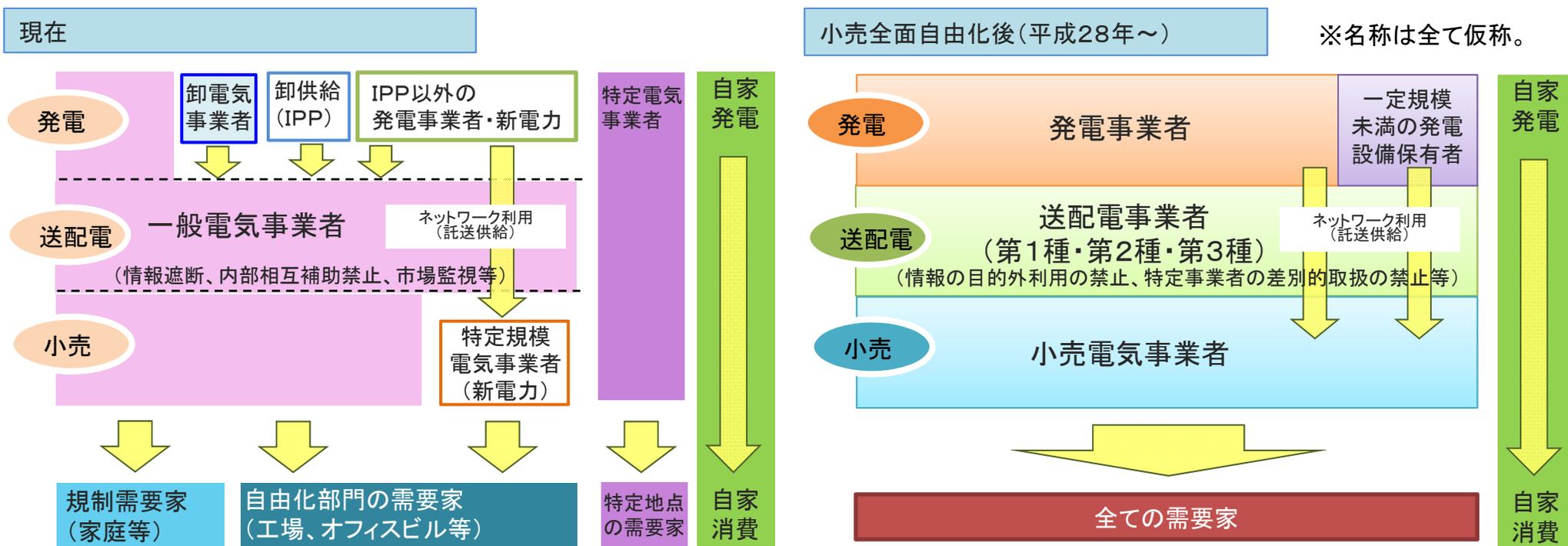


- 現在、一般電気事業者以外の者が、家庭をはじめとする契約電力が原則50kW未満の需要(いわゆる規制部門)に対して電気を供給することは原則認められておらず、一般電気事業者による地域独占が制度上担保されている。
- 他方、独占の弊害から需要家の利益を保護するため、一般電気事業者には、その供給区域における一般の需要(不特定多数の需要)に対する供給義務が課されるとともに、その料金その他の供給条件について定める供給約款については経済産業大臣の認可が必要とされている(総括原価方式による料金規制)。
- 参入全面自由化の実施により、①全ての者が需要規模の大小にかかわらず電気の供給を行うことが可能となり、一般電気事業者の地域独占が解消され、②地域独占を前提として一般電気事業者に課されていた供給義務と料金規制は撤廃される(②は需要家保護のため、経過措置として一定期間継続)。
- このように、小売参入全面自由化に伴って、一般電気事業制度を構成する主要部分は大幅に変更されることから、現行の一般電気事業制度については抜本的な見直しを行うことが不可欠。



地域独占・供給義務・料金規制を柱とする一般電気事業は、小売全面自由化の実施によって見直しが必須。

- 小売全面自由化に伴う一般電気事業者制度の見直しとあわせて、現行の電気事業法の事業類型も抜本的に見直す(垂直一貫体制を前提としない事業類型を基本とする制度への転換)。
- 具体的には、一般電気事業者等の現行の事業類型は廃止し、電気事業を「発電事業者」「送配電事業者」「小売電気事業者」に再分類するとともに、それぞれの事業の特性に応じて、参入・退出規制や各種義務を課すこととする。



【ポイント】

- ◆電力システム改革の実施により、現行の複雑な事業類型を抜本的に見直す。
- ◆新制度では、それぞれの事業の特性と現状に応じた規制や義務を課す。

- 自らが維持・運用する発電設備を活用して、送配電事業者や小売電気事業者に対して一定規模以上の電気を供給する事業を営む者を「発電事業者」として位置づける。
- 参入時に強い規制を課す必要はないものの、供給命令等を発動する際に必要な情報(所在地や保有発電設備等に関する情報)を国が取得しておく必要性と、卸市場(発電市場)の活性化のために規制は必要最小限とする観点から、経済産業大臣への届出制とする(ただし、他省庁所管法令との関係の整理等により今後変更があり得る)。

発電事業者

【事業規制】

- ◆経済産業大臣への届出制

【主な義務・規制】

- ◆送配電事業者との間で、需給調整等に使用する電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ◆広域的運営推進機関への加入義務
- ◆発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆経済産業大臣の供給命令に従う義務

該当すると想定される者(例)

- ◆一般電気事業者の発電部門
- ◆卸電気事業者の発電部門
- ◆特定電気事業者の発電部門
- ◆特定規模電気事業者の発電部門
- ◆卸供給事業者
- ◆新電力に電気を供給している者
- ◆一定規模以上の自家発電設置者や再生可能エネルギー事業者 など

※自らが発電した電気を一定規模以上、送配電事業者や小売電気事業者に供給する事業者を想定。なお、「一定規模」の範囲については、今後引き続き検討。

- 送配電設備を保有し、託送供給その他の送配電等業務を行う事業を営む者を「第1種送配電事業者」として位置づける。
- 第1種送配電事業者については、①その保有する送配電設備は全ての電気事業共通のインフラであること、②送配電設備は規模の経済性を有しており、またすでに自然独占状態となっていることから、二重投資を一定程度防止する必要があること、③このような独占状態の事業の継続性が確保されない場合、他の電気事業者や需要家に対して重大な悪影響を与えることから、事業者としての適格性を事前に審査することが必要。このため、経済産業大臣による許可制とする。

第1種送配電事業者

【事業規制】

- ◆経済産業大臣の許可制(※)

※許可基準としては、事業を円滑に実施可能な経理的基礎・技術的能力を有していることや、その保有する送配電設備が託送供給業務等を行うのに十分な設備であること等が考えられる。

【主な義務・規制】

- ◆事業開始義務、事業の休廃止の事前許可制
- ◆託送供給義務(託送供給約款の事前認可制)
- ◆最終保障サービスの提供義務(最終保障約款(仮称)の事前届出制)
- ◆離島ユニバーサルサービスの提供義務(離島供給約款(仮称)の事前届出制)
- ◆需要家や発電設備と系統とをつなぐ送配電設備の敷設義務・接続義務
- ◆会計分離・行為規制(特定の発電事業者・小売電気事業者に対する差別的取扱いの禁止等)
- ◆電圧・周波数維持義務
- ◆広域的運営推進機関への加入義務
- ◆送配電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆経済産業大臣の供給命令に従う義務

該当すると想定される者(例)

- ◆一般電気事業者の送配電部門

- 第1種送配電事業者には、需要家保護の観点から、①誰からも電気の供給を受けられない需要家に対する最終的な電気の供給を行う義務(最終保障サービスの提供義務)、②主要系統に接続しておらず、構造的に高コスト構造にならざるを得ない離島の需要家に対して、離島以外の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行う義務(離島ユニバーサルサービスの提供義務)、を課すこととしている。
- 第1種送配電事業者は、①②の義務を履行するため、最終保障約款(仮称)と離島供給約款(仮称)をそれぞれ作成し、経済産業大臣に届け出る義務を負うこととしている。

最終保障約款(仮称)

- ◆誰からも電気の供給を受けられない需要家に対する最終的な電気の供給(あくまで緊急避難的な措置)を行うための料金その他の供給条件について定めるもの。
※参入全面自由化実施後、第1種送配電事業者に対しては、最終保障サービスの提供義務を課す。
ただし、低圧需要については経過措置(旧・一般電気事業者による規制料金での電気の供給)で対応。
- ◆最終保障約款(仮称)は、第1種送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表。
- ◆最終保障約款(仮称)の届出を受けた国(経済産業大臣)は精査を行い、料金水準が著しく不適切な場合等必要に応じて変更命令を発動。
- ◆国は精査に必要な情報について、必要に応じて電気事業者に対する報告徴収等を活用して取得。
また、継続的に小売電気事業者の料金メニュー・供給量等を把握し、最終保障約款(仮称)の適正性を確認。

離島供給約款(仮称)

- ◆主要系統に接続しておらず、構造的に供給コストが高くならざるを得ない離島の需要家に対して、エリア内の他の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行うための料金その他の供給条件について定めるもの。
※参入全面自由化実施後、第1種送配電事業者に対しては、離島ユニバーサルサービスの提供義務を課す。
- ◆離島供給約款(仮称)は、第1種送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表。
- ◆離島供給約款(仮称)の届出を受けた国(経済産業大臣)は精査を行い、料金水準が著しく不適切な場合等必要に応じて変更命令を発動。
- ◆国は精査に必要な情報について、必要に応じて電気事業者に対する報告徴収等を活用して取得。また、継続的に小売電気事業者の料金メニュー・供給量等を把握し、離島供給約款(仮称)の適正性を確認。
- ◆離島への供給により不可避免的に発生する赤字については、エリアごとに託送料金で薄く広く回収することとなるが、これは託送供給約款を作成する際に、あわせて離島供給にかかるコストを算定し、回収に必要な費用を原価に織り込むことで回収。あわせて、国は事後評価を厳格に行い、必要に応じて離島供給約款(仮称)や託送供給約款の変更を命令。
- ◆業務効率化の観点から、入札等を通じて第1種送配電事業者が小売電気事業者に業務を委託することは排除しない。

- 第1種送配電事業者に振替供給を行う事業を営む者を「第2種送配電事業者」として位置づける。
- 第1種送配電事業者と同様、二重投資を防止する観点から経済産業大臣の許可制とする。

第2種送配電事業者

【事業規制】

- ◆経済産業大臣による許可制(※)

※許可基準としては、事業を円滑に実施可能な経理的基礎・技術的能力を有していることや、その保有する送電設備が振替供給業務を行うのに十分な設備であること等が考えられる。

【主な義務・規制】

- ◆事業開始義務、事業の休廃止の事前許可制
- ◆第1種送配電事業者への振替供給義務(振替供給条件の事前届出制)
- ◆発電設備とその保有する送電設備とをつなぐ送電設備の接続義務
- ◆会計分離・行為規制(特定の発電事業者・送配電事業者の差別的取扱いの禁止等)
- ◆広域的運営推進機関への加入義務
- ◆送電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆経済産業大臣の供給命令に従う義務

該当すると想定される者(例)

- ◆卸電気事業者(電源開発)の送電部門

- 特定の地域において、自らが維持・運用する送配電設備(自営線)を活用して、電気の供給を行う事業を営む者を「第3種送配電事業者」として位置づける。
- 第1種送配電事業者の送配電設備との関係で、著しく過剰な投資となることを防止する観点から、経済産業大臣の中止・変更命令付きの届出制又は登録制とする。

第3種送配電事業者

【事業規制】

- ◆経済産業大臣による届出制又は登録制(※)

※届出制とする場合には、一定期間の待機期間を設け、著しく過剰な投資を防止する観点から、経済産業大臣による変更・中止命令制度を設ける。

【主な義務・規制】

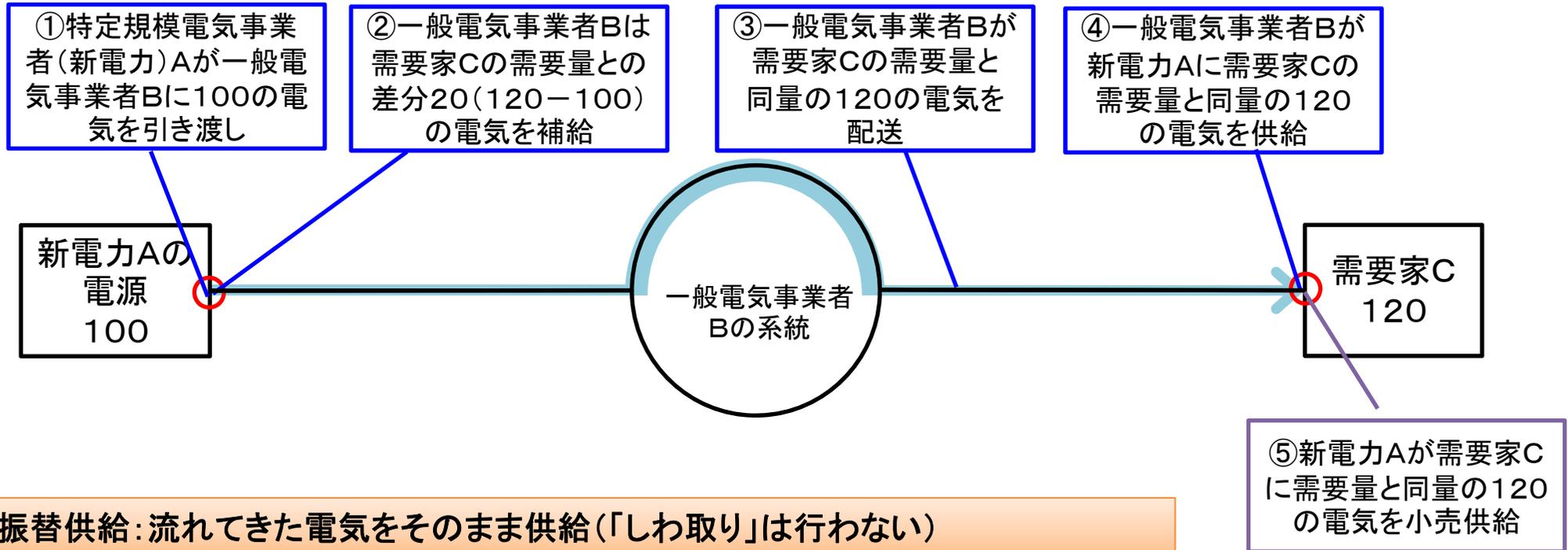
- ◆小売電気事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ◆広域的運営推進機関への加入義務
- ◆送配電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆経済産業大臣の供給命令に従う義務

- 非常時・災害時や、第1種送配電事業者が新たに送配電線を建設することが著しく不適切である場合は、第1種送配電事業者と第3種送配電事業者の協議により、第1種送配電事業者が第3種送配電事業者の送配電線を利用することができることとする。協議が整わない場合、規制当局が裁定を行うことができる措置を講ずることとする。

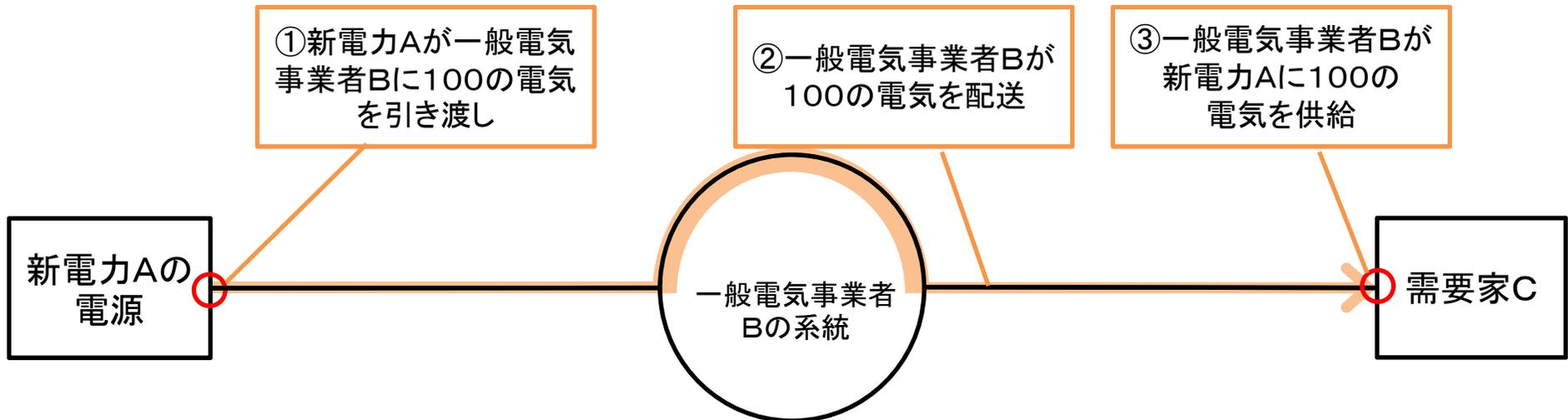
該当すると想定される者(例)

- ◆特定電気事業者の送配電部門
 - ◆自営線供給を行っている特定規模電気事業者の送配電部門
 - ◆コミュニティグリッド事業者の送配電部門
- など

接続供給：流れてきた電気を需要量の変動に合わせて調整（「しわ取り」）して供給



振替供給：流れてきた電気をそのまま供給（「しわ取り」は行わない）



- 需要家に電気を供給する事業者を「小売電気事業者」として位置づける。
- 小売電気事業者は、需要家と電気の供給に関する契約を締結する主体であり、契約の相手方である需要家に電気を確実に供給する能力が求められることから、経済産業大臣による登録制とする。

小売電気事業者

【事業規制】

- ◆経済産業大臣による登録制(※)

【主な義務・規制】

- ◆需要家に対して料金その他の供給条件を説明する義務
- ◆需要家からの苦情を適切に処理する義務
- ◆事業を休止・廃止する際の需要家に対する周知義務
- ◆供給力確保義務(【資料3-2】で後述)
- ◆広域的運営推進機関への加入義務
- ◆電気の供給に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務
- ◆経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令に従う義務
- ◆経済産業大臣の供給命令に従う義務

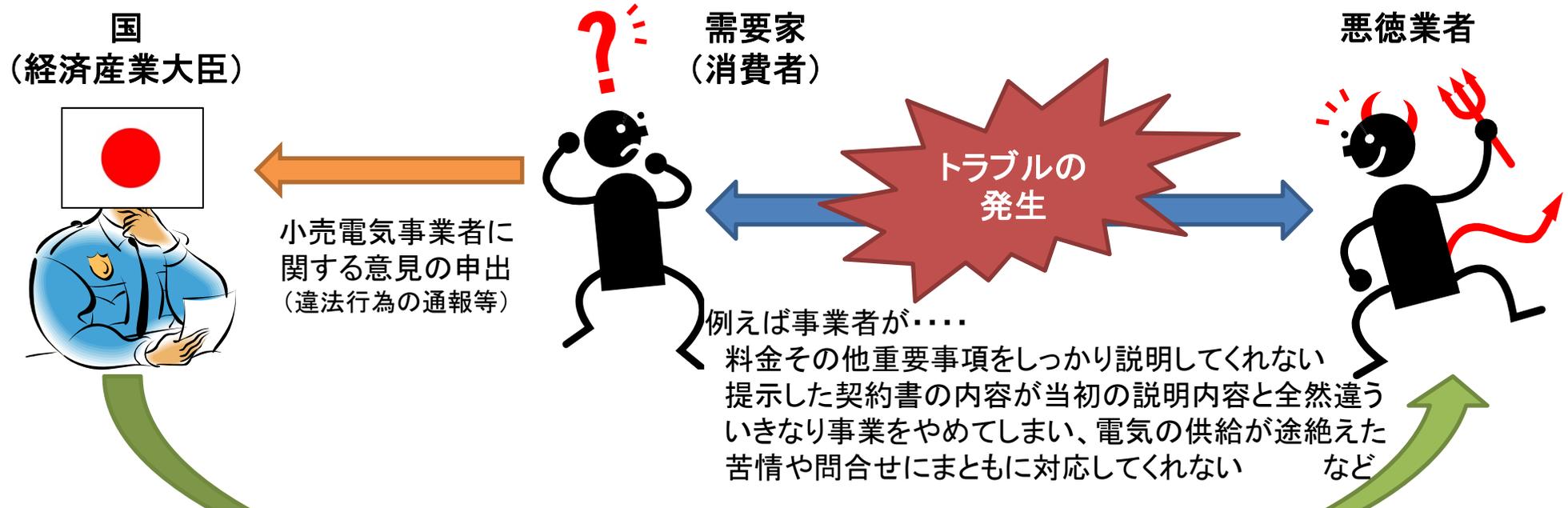
※需要家保護の観点から、登録申請時に電気の調達計画を提出させることや、過去に法令に違反した者等からの申請を拒否することも考えられる。

該当すると想定される者(例)

- ◆一般電気事業者の小売部門
 - ◆特定電気事業者の小売部門
 - ◆特定規模電気事業者の小売部門
- など

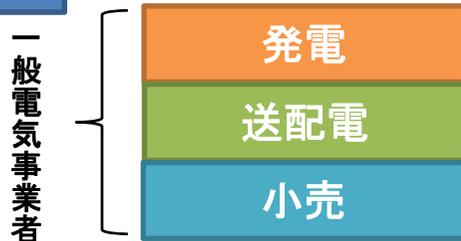
※アグリゲーター、同時同量支援・代行事業者、ネガワット事業者等は、それ自体では小売電気事業者には該当しない。

- 小売全面自由化により、需要家は多種多様な事業者・料金メニューの中から選択することが可能になる一方、自らの責任で選択することが必要となる。
- 事業者と需要家の間に存在する情報の非対称性を可能な限りなくし、需要家が適切な判断と理解に基づいて事業者・料金メニューを選択できるよう、需要家に対する適切な情報提供を小売電気事業者に義務づけるべき。
- 例えば、電気通信事業法等を参考に、小売電気事業者に対して、①料金その他の契約に関する重要事項について需要家への適切な説明を行うこと、②需要家からの苦情・問合せを適切に処理すること、③事業を休止・廃止する際には需要家に対する周知を行うこと、を義務づけることとする。

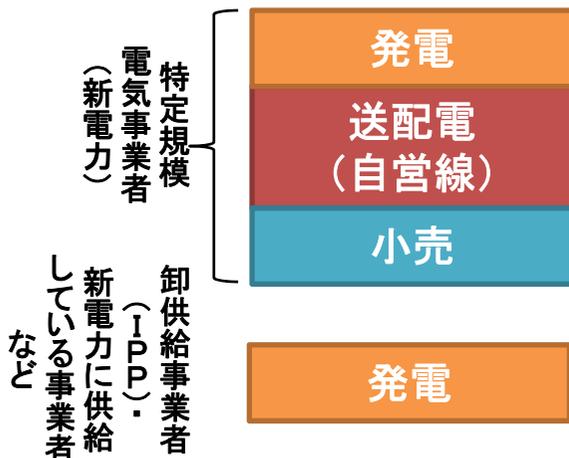


トラブルを未然に防止するため、全ての小売電気事業者に対して以下の義務を課す
 ①説明義務、②苦情や問合せへの対応義務、③事業の休止・廃止時の周知義務
 → 特に悪質な事業者に対しては業務改善命令を発動、命令に従わない事業者の登録取消

現行制度



※現行の特定電気事業者については、需要家保護のため、一定期間は経過措置を講じる。



新制度

※名称は全て仮称。



【事業者のイメージ】

一般電気事業者の発電部門
卸電気事業者の発電部門
特定電気事業者の発電部門
特定規模電気事業者の発電部門
卸供給事業者
新電力に電気を供給している者
一定規模以上の自家発電設置者や再生可能エネルギー事業者 など



【事業者のイメージ】

一般電気事業者の送配電部門



【事業者のイメージ】

卸電気事業者の送電部門



【事業者のイメージ】

特定電気事業者の送配電部門
自営線供給を行っている特定規模電気事業者
コミュニティグリッド事業者 など



【事業者のイメージ】

一般電気事業者の小売部門
特定電気事業者の小売部門
特定規模電気事業者の小売部門 など

※名称は全て仮称。

A 発電事業者

- ① 発電所の建設
- ② 燃料の調達
- ③ 発電所の運転
- ④ 小売電気事業者(又は自社の小売部門(注1))への電気の販売

B (第1種)送配電事業者(注1)

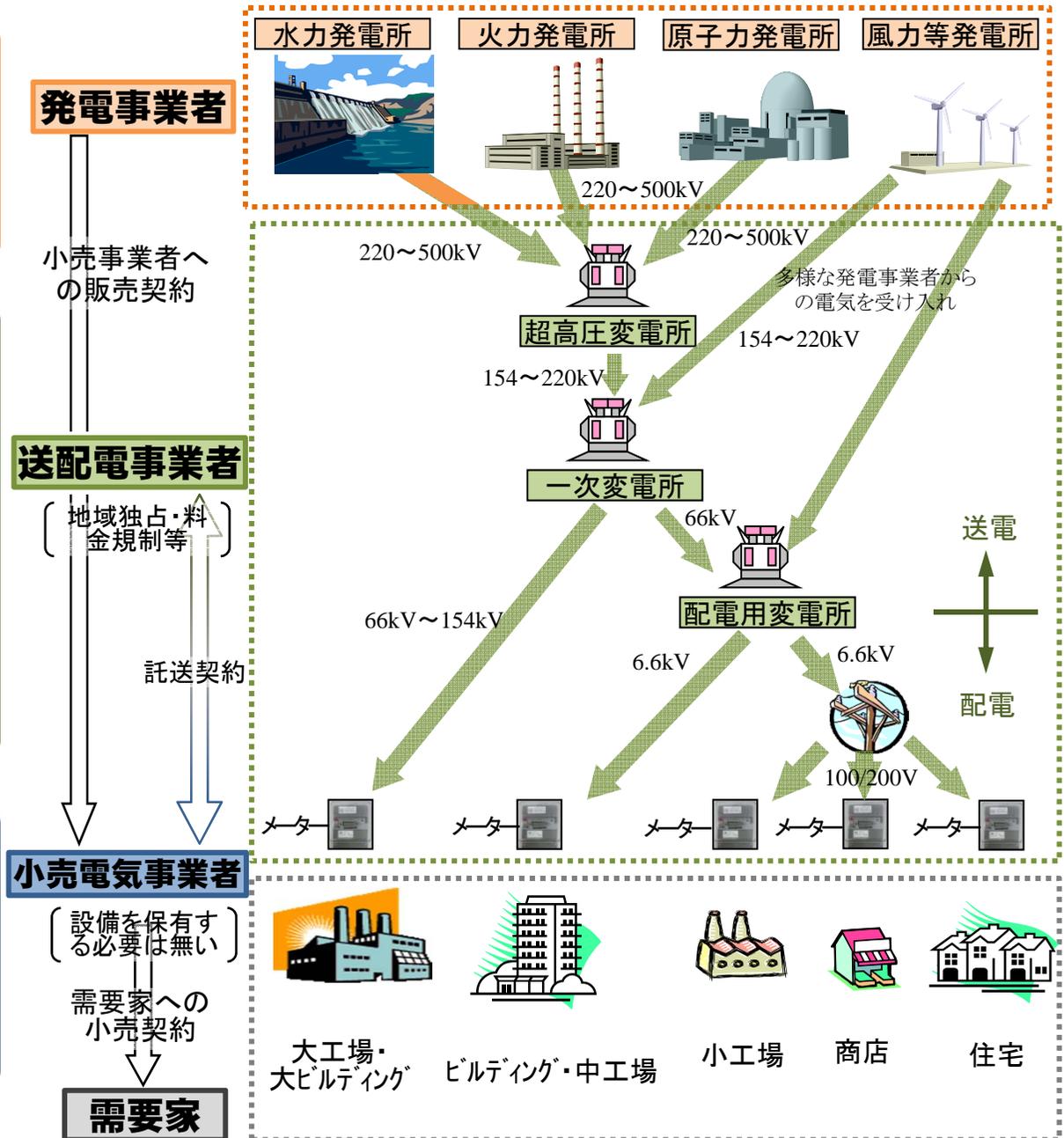
- ①地域独占・料金規制、②料金による投資回収の保証、③供給責任を措置(最終保障サービス・離島ユニバーサルサービス提供、需給バランスの維持義務等)
- 中立性確保のための人事・会計等に関する規制

- ① 送配電網の建設・保守
- ② 電力システムの運用(各発電所への指令や、送配電網の運用による電圧・周波数の維持義務)
- ③ メーターの設置、電力使用量の検針
- ④ 「最終保障サービス」や「離島ユニバーサルサービス」の提供

C 小売電気事業者

- ① 顧客に販売する電力の調達(発電事業者からの購入、又は、自社の発電部門からの調達(注2))
- ② 料金メニューの開発・提供
- ③ 顧客への営業、各種サービスの提供
- ④ 需要家からの料金の徴収

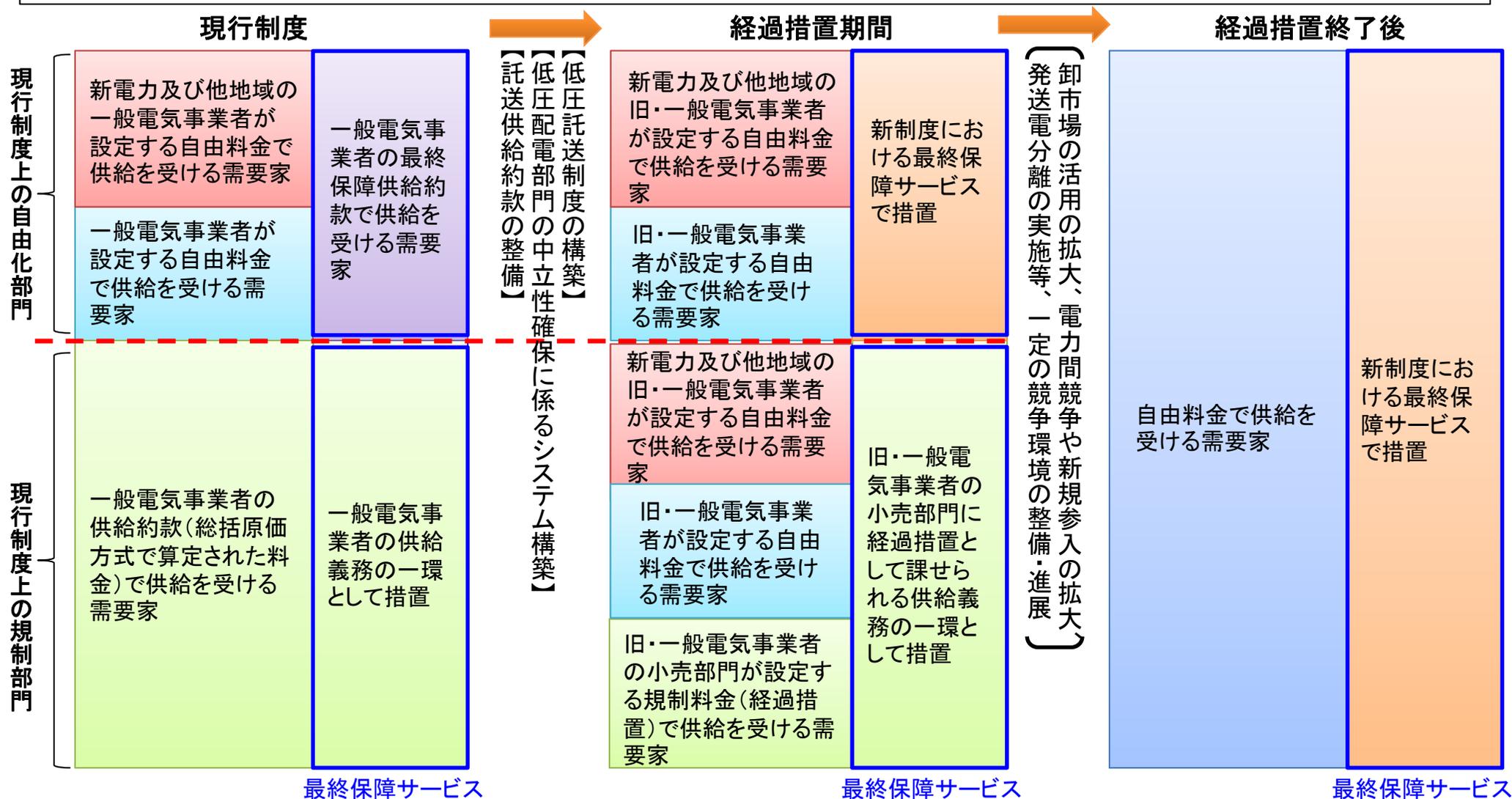
(注1) 第2種送配電事業者、第3種送配電事業者は割愛。
 (注2) 同一事業者が小売部門と発電部門の双方を持つ場合。



2. 経過措置の解除条件

【参考】現行制度、経過措置、新制度のイメージ(第10回電力システム改革専門委員会事務局提出資料) 24

- 小売の参入全面自由化を実施するに際しては、低圧託送制度の構築、営配分離の実施、託送供給約款の整備等が必要。
- 小売の参入全面自由化後も、経過措置として、旧・一般電気事業者(の小売部門。以下同じ。)に対して、家庭部門の需要家に対する規制料金での供給を義務づけることとしてはどうか。
- なお、経過措置を講ずる場合であっても、旧・一般電気事業者が多様な料金メニューを設定することは認めることとしてはどうか。
- 発送電分離等の各種制度整備が実施され、競争環境が整備・進展されたときに、経過措置を解除することとしてはどうか。



○経過措置の解除要件については、例えば以下のような要素を勘案しつつ、小売電気事業者間の競争が実際に進展しているか否かを慎重に見極め、総合的に判断することが適当ではないか。また、以下の他に、判断の材料(メルクマール)となるものとしては、どのようなものがあるか。

小売料金の全面自由化(経過措置の解除)については、原則平成30(2018)年から平成32(2020)年の間に実施することとしているが、例えば

- (1) 電力総需要量に占める旧・一般電気事業者以外の小売電気事業者が供給を行っている需要量の比率
- (2) 旧・一般電気事業者の供給区域内における、他の旧・一般電気事業者の参入状況
- (3) 自由料金(旧・一般電気事業者が経過措置約款(仮称)に基づき供給する際の料金以外)で電気の供給を受けている低圧需要の比率
 - ※(1)～(3)については、旧・一般電気事業者がその子会社や提携する新電力を通じてエリア(旧・一般電気事業者の供給区域)内の需要家に電気の供給を行っている場合には、電源の調達先や料金メニューの差別化等の実態を踏まえた上でこれら进行评估すべき。
- (4) スマートメーターの普及状況(設置数の需要家全体に占める割合等)
- (5) 小売全面自由化後の電気料金の推移や、需要家の小売全面自由化に対する認知度評価、卸電力取引所の活用状況等その他判断の参考となる基礎的なデータ

などを総合的に勘案し、競争の進展状況を確認した上で、経過措置の解除が需要家の利益を侵害しないと判断できる場合において、これを解除するものとしてはどうか。

【参考】電力システム改革専門委員会報告書(抄)

Ⅱ. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

2. 小売料金の自由化

(2) 経過措置期間における料金規制

需要家保護という観点からは、送配電部門の更なる中立化策等の各種制度が整備され、卸電力市場の活性化等の競争環境が整い、競争が実際に進展するまでは経過措置が維持される必要がある。したがって、経過措置の解除(一般電気事業者の小売料金規制の撤廃)に当たっては、スマートメーターの導入や各種制度の整備、競争状況のレビューを行い、競争の進展を確認することが必要である。

参議院経済産業委員会(平成25年6月20日)

○轟木利治議員

電気料金規制の撤廃について、経過措置期間をもって実施となっておりますが、何を判断基準として料金規制を撤廃されるのかをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

電気の小売料金につきましては、3年後に小売の参入の自由化を行いました後も料金規制を維持をいたしまして、基本的には平成30年から平成32年までの間、つまり2018年から2020年までの間に料金の全面自由化を実施するということにおおるわけでありましたが、その際、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるのかないかと、この辺りを確認をすることでございます。附則においては、阻害するおそれがあるという場合にその実施の時期を見直すという記述も盛り込ませていただいております。

その際、どういう点を基準に見ていくかということでもありますけれども、1つには、規制料金ではなく自由料金を選択している需要家の割合がどの程度であるか。つまり、規制料金を維持をいたしますけれども、一般電気事業者も自由料金、つまり自由に選べる料金を設定することは第2段階以降もできますので、その一般電気事業者の自由料金も含めた自由料金を選択している需要家の割合がどれくらいであるかというのが1つの要素であろうかと思っております。

2つ目には、供給者を切り替えた比率がどれくらいであるか。つまり、今まで購入をしていた電力会社からスイッチをしたという方々がどれくらいの比率になるかどうか。

3番目には、既存電力会社の供給区域外への供給量がどれくらいであるか。実際には今後詳細にどうするかということは検討して決めていくわけではありますけれども、現段階ではこういった要素が1つの基準となり得るものというふうに考えておるところでございます。